

第14回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

平成30年7月27日（金）午後4時00分より
於：島原市有明総合文化会館 2階 多目的ホール1

第14回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成30年7月27日（金） 16時00分
2. 閉会時間 平成30年7月27日（金） 16時52分
3. 開催場所 島原市有明総合文化会館 2階 多目的ホール1
4. 出席委員者の数 18名
5. 欠席委員者の数 0名
6. 出席推進委員の数 12名
7. 報告事項
 - 報告第1号 農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書について
 - 報告第2号 使用貸借解約通知書について
8. 議案
 - 第1号議案 農地法第3条第1項（耕作権設定）の規定による許可申請について
 - 第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請について
 - 第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第4号議案 非農地証明願について
 - 第5号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について
 - 第6号議案 中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について
 - 第7号議案 島原市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について

午後4時00分開始

議長

皆さんこんにちは、只今より、第14回島原市農業委員会の総会を開催します。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則 第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、

・・・番 …… 委員、・・・番 …… 委員を指名します。

議長

初めに、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号、農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書について報告します。

議案集1ページに記載のとおりで、1件 3筆 3, 145平方メートルの届けがありました。

次に、報告第2号、使用貸借解約通知書について報告します。

議案集は2ページに記載のとおりで、1件 9筆 8, 180平方メートルの届けがありました。

以上で報告を終わります。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見、ご質問等がないようですので、議案に入ります。

第1号議案 農地法第3条第1項（耕作権設定）の規定による許可申請1番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（耕作権設定）の規定による許可申請の1番について説明します。

1番の使用貸人は、・・・の・・・さん、使用借人は、・・・の・・・さんです。

畑 2筆 665平方メートルを貸借するための申請です。

取得後の耕作面積は10, 126平方メートルで、農機具は、トラクター1台、動噴1台、軽トラック1台、2トントラック1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員

現地調査員

第1号議案 農地法第3条第1項(耕作権設定)の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の使用借人は、農家で27年の農作業暦があります。

父と2人で農業を営んでおり、西瓜を作付し、通作距離は自宅より2キロメートルということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第1号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番について、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(耕作権設定)の規定による許可申請の1番は許可することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請1番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番について説明します。

1番の譲渡人は、. . . の さん、譲受人は、. . . の さんです。

畑 1筆 99平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は、5,283平方メートルで、農機具は、耕運機1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員

現地調査員

第2号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の譲受人は、兼業農家で30年の農業暦があります。

みかんを作付し、通作距離は自宅より車で5分ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番について、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番は許可することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番について説明します。

2番の譲渡人は、. . . の.さん、譲受人は、. . . の.さんです。

畑 1筆 35平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、6,646平方メートルで、農機具は、トラクター1台、管理機1台、バインダー1台、テラー1台、トラック1台、を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員

現地調査員

第2号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の譲受人は、農家で20年の農作業歴があります。

妻と2人で農業を営んでおり、白ネギ、南瓜を作付し、通作距離は自宅より2キロメートルということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました。第2号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の2番について、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番は許可することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請3番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の3番について説明します。3番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんです。

田 1筆 729平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、7,132平方メートルで、農機具は、トラクター1台、耕運機1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。・・・

委員

現地調査員

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の3番について報告します。

3番の譲受人は、農家で12年の農作業歴があります。

妻と2人で農業を営んでおり、キャベツ、白菜、大根、花卉を作付し、通作距離は自宅より500メートルということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の3番について、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の3番は許可することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

1番の譲渡人は・・・の・・・さん及び・・・の・・・さん、譲受人は・・・の・・・理事長・・・さんで、申請地347.98平方メートルを譲り受け、・・・の送迎用駐車場として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の商業地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。・・・

委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の申請地は・・・の一角にあり、北側及び東側は宅地、南側及び西側は道路となっております。整地造成のうえ、現状のまま利用し、雨水は自然流下ということで、問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

只今、説明がありました、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請1番について、ご意見等ありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等ありませんので、第3号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請2番について説明します。

2番の譲渡人は、・・・の・・・さんほか3名、譲受人は・・・の・・・さんで、申請地408平方メートルを譲り受け、木造平屋建倉庫を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願ひします。 ……

委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条1項の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の申請地は・・・の一角にあり、北側は道路を挟んで農地、東側及び南側は宅地、西側は道路となっておりまして。

現状のまま利用し、雨水は溜枳を經由して水路放流するというので、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請2番について、ご意見等がありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請3番について説明します。

3番の使用貸人は、・・・の・・・さん、使用借人は・・・の・・・さんで、申請地215平方メートルを借り受け、木造2階建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。・・・・

委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について報告します。

3番の申請地は・・・の一角にあり、北側及び西側は農地、東側は水路を挟んで宅地、南側は道路を挟んで宅地となっております。

現状のまま利用し、雨水は溜桝を経由して道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました。第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請3番について、ご意見等がありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番と関連がありますので、許可申請の5番を一括して上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請4番及び5番について説明します。

4番及び5番の使用貸人は、・・・の・・・さん、使用借人は・・・の・・・さんで、申請地642平方メートル及び17平方メートルを借り受け、木造2階建住宅を建築するとともに、その住宅への進入路として利用したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 ……

委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条1項の規定による許可申請の4番及び5番について報告します。

4番及び5番の申請地は…の一角にあり、北側及び西側、南側は使用貸人所有の農地、東側は農地となっております。

周囲にコンクリート擁壁を設け、雨水は溜枿を經由して道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

只今、説明がありました、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請4番及び5番について、ご意見等がありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の4番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。次に、第3号議案の5番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の6番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請6番について説明します。

6番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は・・・の・・・さんで、申請地151平方メートルを譲り受け、隣接する自己所有地の駐車場として利用したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地外で、島原鉄道・・・駅から300メートル以内にあることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。・・・

委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条1項の規定による許可申請の6番について報告します。

6番の申請地は・・・の一角にあり、北側は譲受人所有の宅地、東側は宅地、南側は水路を挟んで農地、西側は道路を挟んで農地となっております。

雨水は自然流下するというので、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請6番について、ご意見等がありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の6番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の6番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の7番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請7番について説明します。

7番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は・・・の・・・会社 代表社員 ・・・さんで、申請地1, 115平方メートルを譲り受け、49.5キロワットの太陽光発電を設置したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。・・・

委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条1項の規定による許可申請の7番について報告します。

7番の申請地は・・・の一角にあり、北側及び西側は宅地、東側は譲渡人所有の宅地及び農地、南側は山林となっております。

現状のまま利用し、雨水は自然流下及び水路放流するということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請7番について、ご意見等がありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の7番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の7番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 非農地証明願いの1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 非農地証明願いの1番について説明します。

1番の申出人は・・・の・・・さんで、申請地は昭和61年4月17日から隣接する・・・番3及び・・・番の宅地と一体に住宅用地として利用されております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。・・・

委員

現地調査員

第4号議案 非農地証明願いの1番について報告します。

1番の申請地は・・・の一角にあり、北側は農地、東側は申請人所有の宅地、南側は道路、西側は申請人所有の農地となっております。

現地を見ますと、隣接する宅地と一体に住宅用地として使用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案の1番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第4号議案 非農地証明願いの2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 非農地証明願いの2番について説明します。

2番の申出人は・・・の・・・さんで、申請地は昭和63年月日不詳頃から山林となっております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員

現地調査員

第4号議案 非農地証明願いの2番について報告します。

2番の申請地は・・・の一角にあり、北側は農地、それ以外の周囲は山林となっております。

現地を見ますと、雑木が生い茂り、山林となっております、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の2番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案の2番は非農地証明書を交付することに決定します。次に、第4号議案 非農地証明願いの3番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 非農地証明願いの3番について説明します。

3番の申出人は・・・の・・・さんで、申請地は昭和53年月日不詳頃から隣接する・・・番(雑種地)と一体に資材置場として利用されておりましたが、平成13年頃からは駐車場として利用されております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 ……

委員

現地調査員

第4号議案 非農地証明願いの3番について報告します。

3番の申請地は…の一角にあり、北側は宅地、東側は雑種地、南側は宅地、西側は雑種地となっております。

現地を見ますと、現在は駐車場として使用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の3番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案の3番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第4号議案 非農地証明願いの4番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 非農地証明願いの4番について説明します。

4番の申出人は…の…さんで、申請地は昭和60年月日不詳頃から山林となっております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 ……

委員

現地調査員

第4号議案 非農地証明願いの4番について報告します。

4番の申請地は・・・の一角にあり、東側は宅地、それ以外の周囲は山林となっております。

現地を見ますと、雑木が生い茂り、山林となっております、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案の4番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の4番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案の4番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第5号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について、上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について、説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画(案)の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集8ページから12ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定 11件 24筆 23,696.00㎡

耕作権の再設定 14件 28筆 22,124.76㎡

合計 25件 52筆 45,820.76㎡

です。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集13ページに記載のとおりで、3件 9筆 7,248.30㎡です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案 農用地利用集積計画(案)を承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)は承認することに決定します。

次に、第6号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について説明いたします。

この議案は、本日の総会で先程承認をいただきました長崎県農業振興公社に貸借する分の5筆5,127平方メートルの農地について、島原市より「農用地利用配分計画(案)」の意見聴取の依頼がありました。

議案集の14ページをご覧ください。

1番の農地の受け手は・・・の・・・さんで、貸借後の耕作面積は、42,145平方メートル、農機具はトラクター2台、トラック3台、管理機2台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は4名で、主に野菜等を作付されており、すべての許可要件を満たしております。

2番から4番の農地の受け手は・・・の・・・さんで、貸借後の耕作面積は、24,843平方メートル、農機具はトラクター1台、トラック1台、動力噴霧機1台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は3名で、主に野菜等を作付されており、すべての許可要件を満たしております。

次に5番の農地の受け手は、・・・の・・・さんで、貸借後の耕作面積は26,345.90平方メートル、農機具はトラクター2台、トラック3台、管理機2台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は4名で、主に野菜等を作付されており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について、問題なしということで市に回答してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、第6号議案は「問題なし」ということで市に回答することに決定します。

次に、第7号議案 島原市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局

第7号議案、島原市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について説明します。

この協議会は、農業の健全な発展を図るための条件を備えた農業振興地域を保全し形成することを目的として設置されております。現在の委員の任期が平成30年7月31日を以て満了することに伴い、市長より次期委員6名の推薦依頼がきておりますので、次期委員の推薦方よろしくをお願いします。

なお、現在の委員につきましては、各地区から1名委員として選出され、……委員、……委員、……委員、……委員、……委員の6名の方が就任されており、昨年の新体制移行後、務めていただいております。

また、次期委員の任期は平成30年8月1日から2年間となっております。以上で説明を終わります。

議長

ただいま、事務局より説明がありましたが、何か意見等はありませんか。

(「意見なし」という発声)

議長

意見がないようであれば、議長において指名推薦いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、議長において指名推薦いたしたいと思います。島原市農業振興地域整備促進協議会委員の次期委員として、現在の委員であります、・・・・・・ 委員、・・・・・・ 委員、・・・・・・ 委員、・・・・・・ 委員、・・・・・・ 委員の6名を推薦したいと思いをします。

本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要があります。

・・・・・・ 委員の退場を求めます。

(・・・・・・ 委員 退場)

議長

ただいま指名いたしましたとおり・・・・・・ 委員を島原市農業振興地域整備促進協議会委員に推薦することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、・・・・・・ 委員を島原市農業振興地域整備促進協議会委員に決定します。

・・・・・・ 委員の入場を求めます。

(・・・・・・ 委員、入室、着席)

議長

・・・・・・ 委員を次期島原市農業振興地域整備促進協議会委員に推薦することに決定しましたので報告します。よろしくお願ひします。

議長

続きまして、・・・・・・ 委員の退場を求めます。

(・・・・・・ 委員 退場)

議長

ただいま指名いたしましたとおり・・・・・・ 委員を島原市農業振興地域整備促進協議会委員に推薦することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、・・・・・・ 委員を島原市農業振興地域整備促進協議会委員に決定します。

・・・・・・ 委員の入場を求めます。

(・・・・・・ 委員、入室、着席)

議長

・・・・・・ 委員を次期島原市農業振興地域整備促進協議会委員に推薦することに決まりましたので報告します。よろしくお願ひします。

議長

続きまして、・・・・・・ 委員の退場を求めます。

(・・・・・・ 委員 退場)

議長

ただいま指名いたしましたとおり・・・・・・ 委員を島原市農業振興地域整備促進協議会委員に推薦することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、・・・・・・ 委員を島原市農業振興地域整備促進協議会委員に決定します。

・・・・・・ 委員の入場を求めます。

(・・・・・・ 委員、入室、着席)

議長

・・・・・・ 委員を次期島原市農業振興地域整備促進協議会委員に推薦することに決まりましたので報告します。よろしくお願ひします。

議長

続きまして、・・・・・・ 委員の退場を求めます。

(・・・・・・ 委員 退場)

議長

ただいま指名いたしましたとおり・・・・・・ 委員を島原市農業振興地域整備促進協議会委員に推薦することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、・・・・・・ 委員を島原市農業振興地域整備促進協議会委員に決定します。

・・・・・・ 委員の入場を求めます。

(・・・・・・ 委員、入室、着席)

議長

・・・・・・ 委員を次期島原市農業振興地域整備促進協議会委員に推薦することに決まりましたので報告します。よろしくお願ひします。

議長

続きまして、・・・・・・ 委員の退場を求めます。

(・・・・・・ 委員 退場)

議長

ただいま指名いたしましたとおり・・・・・・ 委員を島原市農業振興地域整備促進協議会委員に推薦することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、・・・・・・ 委員を島原市農業振興地域整備促進協議会委員に決定します。

・・・・・・ 委員の入場を求めます。

(・・・・・・ 委員、入室、着席)

議長

・・・・・・ 委員を次期島原市農業振興地域整備促進協議会委員に推薦することに決まりましたので報告します。よろしくお願ひします。

議長

続きまして、・・・・・・ 委員の退場を求めます。

(・・・・・・ 委員 退場)

議長

ただいま指名いたしましたとおり 委員を島原市農業振興地域整備促進協議会委員に推薦することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、 委員を島原市農業振興地域整備促進協議会委員に決定します。

. 委員の入場を求めます。

(. 委員、入室、着席)

議長

. 委員を次期島原市農業振興地域整備促進協議会委員に推薦することに決まりましたので報告します。よろしくお願ひします。

以上で、第14回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第14回島原市農業委員会総会を閉会します。

午後4時52分